

防災集団移転団地の移転希望者募集

防災集団移転促進事業で整備した団地のうち、以下の団地において移転希望者を募集します。

1. 公募団地名・区画数(11団地69区画)

	団地名	区画数		団地名	区画数
①	田の浦団地	2	⑧	戸倉団地	20
②	馬場中山生活センター西団地	4	⑨	長清水団地	1
③	館浜団地	2	⑩	志津川東団地	4
④	栢沢団地	12	⑪	志津川中央団地	15
⑤	歌津中学校上団地	1			
⑥	寄木・葎の浜団地	1			
⑦	清水団地	7			



2. 応募資格

- ① 不動産の売買に係る契約を締結する能力について、法令上の制限を受けていない人
- ② 破産者でない人
- ③ 税金を滞納していない人
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる項目に該当しない人

3. 募集期間 11月16日(木)～12月15日(金) ※土日祝日を除く

4. 提出場所 復興推進課(役場第2庁舎1階)

- ### 5. 提出書類
1. 移転促進団地一般参加申込書
 2. 印鑑(認印可。浸透印は不可。)
 3. リ災証明書(半壊以上で、再建していない人のみ)
 4. 住民票抄本(申込者のもの)
 5. 「滞納がないことの証明書」(住居予定者全員分)
- 住民登録している市町村から、平成25年から29年(5カ年分)の市町村税(普通税)の完納証明書などを提出してください。

6. 提出方法 直接または郵送(郵送の場合は12月15日(金)の消印有効)

7. 宅地の決定方法 宅地決定は、以下の基準をもとに優先順位を決定します。

- (1) 1宅地に1件の申し込みであった場合は、宅地決定となります。
- (2) 1宅地に申し込みが重複した場合は、優先順位の高い方を宅地決定とします。
- (3) 1宅地に申し込みが重複した場合で、優先順位が同位だった場合は、抽選により宅地決定します。

※詳しくは、復興推進課および歌津総合支所に備え付けの募集要項で確認ください。ホームページからも確認できます。

☎ 復興推進課事業推進係 ☎46-1382

架空請求詐欺が急増中

～「電子マネーで支払って」「電子マネーの番号を教える」は架空請求詐欺～

被害者の携帯電話などに突然!

「最終通告! サイト料金未納」などとメールを送りつけ金銭を要求してくる。被害者は不安になり、メールに記載された電話番号に電話して・・・
 「有料動画閲覧料金が支払われていない。支払わないと裁判になる」など金銭を要求される。

「登録完了」画面に要注意! (ワンクリック詐欺)

アダルトサイトなど有料動画サイトを見ていると、突然、「登録完了」「退会する場合はこちらまで」などという画面に切り替わる。被害者は不安になり、退会目的で記載された電話番号に電話して・・・
 「有料動画閲覧料金が支払われていない。支払わないと裁判になる」など金銭を要求される。

その後

- ・コンビニで電子マネー(プリペイドカード)を買うよう指示される。
- ・電子マネーの番号を犯人に教えて被害に遭う。
- ・レジで現金を支払う収納代行を指示される場合もある。

有料動画サイトは、あらかじめ契約が必要で支払い方法も決められているので、「未納」名目の請求は全て詐欺です。

また、上の事例のようなワンクリック詐欺は、契約と見なされないのので、「登録料」や「退会手数料」名目の請求も全て詐欺です。一度支払うと、だまされていると気が付くまで、何度も請求がきます。



ポイント

- 突然「登録完了」の表示が出たらすぐ閉じる
- 「サイト料金が未納」というメールはすぐ削除

南三陸警察署 ☎ 46-3131



秋の火災予防

これからの季節は空気が乾燥して、火災が発生しやすい時季となります。また、気温の低下により暖房器具などを使用する機会が多くなり、ちょっとした不注意が大きな火災を引き起こす可能性があります。暖房器具からの火災を無くすため、以下のことに注意して火災予防に努めましょう!

暖房器具の使い始めには、点検と清掃を行きましょう!

ストーブのフィルターなどに埃(ほこり)が溜まっていると、不完全燃焼を起こす可能性があります。ストーブを使用する前に、取扱説明書をよく読み、定期的にフィルターの清掃や点検を行きましょう。

～暖房器具からの火災を防ぐための大切なポイント～

- ① 衣類などの可燃物を近くに置かない。
- ② 寝るときや外出するときには必ず火を消す。
- ③ エアゾール缶などを暖房器具の上やそばには置かない。
- ④ 給油はストーブのスイッチやファンヒーターの電源を切ってから行う。
- ⑤ 給油時、カートリッジタンクの口金は確実に締まったことを確認してからセットする。



平成29年全国統一防火標語「火の用心 ことばを形に 習慣に」

家庭や地域で協力体制をとり、一人ひとりが火災に対する防火意識を持ち、火災からかけがえのない命と財産を守りましょう。

南三陸消防署 ☎ 46-2677 / 歌津出張所 ☎ 36-2222

町営住宅入居者募集

～被災者以外の人でも申し込みできます～

入居条件

月額所得が158,000円(南三陸町町営住宅条例第6条第2項各号の規定に該当する場合は259,000円)を超えない人で、住まいがなく困っている人(町外からの移住希望者も可)。

募集期間

11月16日(木)～29日(水)

- ・家賃は、部屋の広さや所得(入居者全員分)により異なります。
- ・申込多数の場合は、抽選となります。
- ・連帯保証人1人を立てていただきます。
- ・入居可能日は1月31日(水)となります。

住宅名	部屋タイプ	募集戸数	入居人数
入谷復興住宅	2K	1戸	2人以上(※)
	4DK(戸建)	1戸	4人以上
名足復興住宅	4DK(戸建)	1戸	4人以上
伊里前復興住宅	2DK(車いす住戸)	2戸	2人以上(※)
	3DK	1戸	2人以上
	3DK(戸建)	2戸	3人以上
戸倉復興住宅	4DK(戸建)	1戸	4人以上
	2K	1戸	2人以上(※)
	2DK	1戸	2人以上(※)
	2DK(車いす住戸)	2戸	2人以上(※)
志津川東①②復興住宅	3DK(戸建)	4戸	3人以上
	4DK(戸建)	1戸	4人以上
	2K	1戸	2人以上(※)
志津川東③④復興住宅	3DK(戸建)	1戸	3人以上
	2DK	1戸	2人以上(※)
志津川東⑤⑥復興住宅	3DK	3戸	2人以上
	3DK(戸建)	1戸	2人以上
志津川西①②復興住宅	3DK(戸建)	1戸	3人以上
	2K	1戸	2人以上(※)
	4DK(戸建)	1戸	4人以上
志津川西③復興住宅	2DK	3戸	2人以上(※)
	3DK	2戸	2人以上
志津川中央①②復興住宅	2DK	2戸	2人以上(※)
	3DK	8戸	2人以上
志津川中央③④復興住宅	3DK(戸建)	2戸	3人以上
	4DK(戸建)	1戸	4人以上

※南三陸町町営住宅条例第6条の2第1項各号の規定に該当する場合は1人以上。

建設課公営住宅管理係 ☎ 46-1377

しめ飾りづくり教室 参加者募集!

地域の伝統文化である“わら細工”でしめ飾りを作り新年を迎えませんか?

- ◆日時 12月10日(日)午前9時45分～午後1時(予定)
 - ◆場所 入谷公民館大研修室
 - ◆対象者 中学生以上
 - ◆内容 わら細工で「しめ飾り」を作ります。昼食は、入谷手打ちそば研究会の協力により手打ちそばを食べ、昼食後解散。
 - ◆参加費 1人800円(昼食代含む)※当日集金します。
 - ◆定員 30人
 - ◆持参物 はさみ(わらを切ってよいもの)
※わらは、公民館で用意します。
 - ◆申込方法 来館または、電話で申し込みください。
 - ◆申込期限 12月4日(月)
- ☎ 入谷公民館 ☎46-5103

健康コラム

『教えて!あなたの健康づくり』

私たち「志津川地区健康づくり隊」です!

志津川の良さを生かして、自分が楽しむまち、皆で楽しむまちを目指して健康づくり計画を推進していきます!



昨年度からウォーキングマップづくりに取り組んでいます

一緒に活動する仲間を募集しています!

沼田・天王山地区のウォーキングマップが完成!



地図を見ながらコースを決め、実際に歩いてみました



☎ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

みなトレ

～南三陸のたからもの～



中世の城郭 朝日館(旭館)跡 ⑤下保呂毛

朝日館跡は、水尻川を挟んで大雄寺の向かいにある中世の館跡です。奥州藤原氏三代秀衡の四男、高衡の居城と伝えられています。現在残る館跡は葛西家の流れをくむ本吉氏の居城です。本吉氏の菩提寺として建てられたとされる大雄寺には、朝日館最後の城主千葉大膳大夫重継の墓といわれる石碑が建っています。

朝日館は、石巻地域に拠点を置いていた葛西氏が気仙沼方面や登米、米谷といった北上川中下流域に勢力を伸ばす戦略拠点として、志津川にある小森館や新井田館は、朝日館に付属する館として築城したと考えられます。

遺跡がある山の頂部には本丸と考えられる平場や防御のための土塁や空堀、石組みの井戸などが残っています。遺跡北側の丘陵は「うわばみ沢」と呼ばれる谷に隔てられていますが、ここは「古館」と呼ばれる朝日館より古い時代の館跡で、細い通路で本丸側とつながっています。

ご存知ですか?
文化財保護のこと

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご一報ください。

☎ 教育委員会生涯学習課 ☎46-2639